

○公述人5：田中 克己

【公述人】 私は、栄区庄戸に住んでいる田中といいます。横環南線道路予定地から四、五十mのところに住んでいる者であります。座ってやらせていただきます。

私の公述は、横浜環状道路南線の環境問題ということで、特に大気汚染、中でもシミュレーション、環境影響評価の手法について申し上げたいと思います。

それは、この道路ができれば大気汚染による公害が考えられるわけですが、要するに、被害者となる可能性がある。にもかかわらず説明責任が十分果たされていないという現状があります。そういうところを指摘していきたいと思います。

これは参考資料なんですけど、参考資料というものは、大体最後に付けるものですが、私が言いたいのは、行政側あるいは起業者側から出てきた資料に基づいて、お話をさせていただきたいと思います。

例えば1行目は、横浜環状道路南線の環境影響評価書ですね。これは平成5年神奈川県です。それからその次は、それに対する審査会報告書、これは横浜市です。それから3番目は栄区まちづくり方針、これは横浜市役所、あるいは栄区役所、あるいは横浜市都市計画局ですね。それから環境影響の照査結果について、これは国土交通省とNEXCOですね。それから、国土交通省が使ってる道路環境研究所の道路環境評価の技術手法。ほとんどこういう行政側の、起業者側のレポートをベースにお話しします。最後だけは、私たち住民側がなけなしのお金をはたいて、200万円で3次元流動モデルによる環境影響評価をやったものですが、これも一部使っております。

横浜環状南線というのは栄区の南部を東西に通る道路なんですけど、この地域は円海山の近郊緑地特別保全地域ということで、これは国土交通省が指定してるもんです。円海山、大丸山、あるいは公田というところは特に環境を保全しなきゃいけないところであるというふうに法律で定めているところでもあります。

それから、その周辺に住宅地が広がっているわけですが、これは風致地区として厳しく開発が規制されているところです。

それから、横浜市及び栄区は横浜市マスタープランの中で、栄区、特に南部・東部を緑と水の拠点、貴重な自然環境の恒久的な保全、それから農業の振興と併せた緑地の保全ということを方針としているわけです。

ここで言いたいのは、こういう法律あるいは条令、そういうもので厳しく規制された土地柄にあるということです。私たち住民は、そういう国の施策、地方自治体の施策を信じて、この地域に移り住んだ住民がほとんどです。この環境が気に入って、終の棲家と思って移り住んできたわけです。決して利便性を求めて移ってきたわけではないわけです。それは、こういう行政の裏打ちがあるからこそ移ってきたわけです。

しかしながら、その真ん中に、これは、栄区のまちづくり方針とさっき申し上げた中に出てくる図ですが、ちょっと見にくいですが、いずれにせよ、この緑っぽい、右側が東で

すけど、この辺が、釜利谷ジャンクションがこの真ん中辺に、この辺にできるわけですが、この一帯は、さっき言った円海山特別保全地区というところですね。円海山及び、最近では北鎌倉特別保全地区というふうになっています。

そこを、それからもう1つ、栄区全体は大体緑地ということで保全していこうということに、さっき申し上げたようになってるわけですね。

それからさらに、ここは田谷の近郊農地ということで、これもまた貴重な農地なんですよと横浜市は言ってますね。大事にしていきたいと思いますということを言ってるわけです。

こういうところに、この赤い線、これは横環南線を計画しているということですね。まさに円海山及び北鎌倉近郊緑地を分断する形で計画されてるわけです。そして栄区の南部、われわれの住宅地のまさに真ん中を通して計画されています。

さらにこの「○」に「×」ですが、これは換気所で、換気所から大量の排気ガスを吹き上げるということを計画しています。

これで、私たち住民が、緑と自然が豊かな土地になるんだなと、行政の施策によってなるんだなと信用してきたところに、こんな計画をなすということがいかに無謀かということですね。

それから、さらに言えば、こういう計画をするのであれば、さっきの法律、法律というのは日本国中に適用されるわけですが、例えば環境基準であるとかそういう規制は、日本国中に押しなべて適用されるわけですが、さっき言いましたように、行政は、国土交通省はじめ、この地域を特別に保全しなきゃいかんということを言っているのではありませんから、特別な評価、大気汚染のあるいは水質汚濁もみんなそうですが、環境悪化の評価を特別に厳しくして、かつきちんと住民に説明する責任があるということですね。

先ほど起業者側の説明第4項でありましたけれども、環境保全計画というのが、さっきお話がありましたけど、あの中でも、私、生物学専門じゃないので、よく分かりませんが、動物と植物については特別な処置をしていますというような話だったと思います。

しかし、人間に対しては一般的な環境基準を下回っているから、いいではないかと、こういう言い方をしていたと思います。それが、円海山北鎌倉特別保全地域に対する評価なんじゃないかということですね。

その評価のやり方について、これから、もう少し話ししていきたいと思っています。

これが円海山・北鎌倉近郊緑地ですね。これ、青いところが、さっき言った円海山・大丸山という近郊緑地、これ1000ha程度の横浜市最大の緑地です。ここが、数年前追加になった北鎌倉近郊緑地です。こういうところを、まさに横環南線が環境破壊しながら通過していくということですね。

緑豊かで大変いいところなんですけど、実は、この沿線では小児ぜんそくが今多いんですね。これは神奈川県学校保健、神奈川県教育委員会が実施したもので毎年のようにやっています。グラフが発表されてるのは平成20年までなので、残念ながら、これ20年までですが、26年まで発表されていて、傾向は似たようなものです。そして緑が横浜市の小学

校です。緑じゃない、ごめんなさい、青ですね、青、一番上ですね。最近では2番目になってますけれど、一番上の青い線が横浜市の小学校です。一番下が全国の小学校です。これで見ると、3倍程度のぜんそく罹患率があるということです、横浜市はですね。

さらに、このグラフに書いてませんが、沿線の桂台小学校、上郷小学校、公田小学校、庄戸小学校は、さらにこれよりも5%程度高い小児ぜんそくの罹患率ということが発表されています。

つまり、緑豊かではありますけれども、何らかの原因によって小児ぜんそくと気管支疾患が多いということです。これは杉林が多いということも原因の1つかもしれません。

ですから、高速道路のような排気ガスをたくさん放出するような計画においては、一段と念の入った精度の高い影響評価をするとともに、対策をしっかりとせねばならないと言えます。これ起業者側の義務ですね。さっきも言いましたように、国が特別保全地域として守っていきますと宣言してるわけですから、今の起業者側は、高速道路なんだからいいんだという姿勢は許されないと思います。

この沿線地域の気候の特徴をちょっと申し上げますが、さっき言いましたように、円海山という、これは横浜一の最高峰の山が連なっているということ、それから、いたち川とか柏尾川という川が流れておりまして起伏の多い地形になっています。この道路の断面図は、これは、起業者側が発表しているものです。これ高さ方向が強調されてますけどね。その下を、こういう線で横環南線が計画されているということです。こういう地形が複雑なので、当然、風の向き、風速が一様にはなっていません。

実際、環境影響評価に対する横浜市の審査会では、「谷部に位置する神戸橋高架部、公田掘割部は地形の影響が懸念される地域であり、大気汚染の予測に際しては、これらの地域の局地的な気象条件を的確に把握することが重要である、環境影響評価は、この点が十分とは言えない」と公害審査会が言ってます。これは横浜市が言ってるんですね。

先ほどの断面をもう一度お見せしますが、青い矢印のように、気流というのは地表面に沿って流れますから、上空の様な流れだけではなくて私たちが住んでいる地表面では、こういうふうなうずを巻いたり対流が起こったり風の風速が遅くなったりと、こういうことが起こるわけですね。

こういうものを評価するには、これは「流動方程式」といいますが、これは要するに質量保全則という素粒子論以外のところで、私たちの世界では、どこでも普遍的に通じる方程式です。これを細かくこういうところに適用していけば、この複雑な地形のところでも、拡散状態を再現することができるといわれております。

それと次に、これは地形とも関係ありますけれども、逆転層が非常に頻発する地域であります。もう二十数年前の、これ環境影響評価書に出ているものですが、2月20日の1時、2時、3時と、これは24時間、資料として載ってるんですけど、こういうふうはこの黒い点が上に行くほど右に寄ってるというのがお分かりいただければ、それでいいんですけど、これが逆転層ということですね。

この点線が「乾燥断熱気温減率」と呼ばれてまして、100mで0.7度下がるという、俗には、100m行くと1度下がるよねという、普通常識的な大気の鉛直構造、温度構造です。普通はそうなっているんですが、この図に見ますように、上空に行くほど高くなっていますね、温度はね。それはともかくとして、この上が150mということだけ関心を持っていただければいいんですけど、150m以上にわたって逆転層が続いているということです。

これも環境影響評価書のデータで、ちょっと見にくいんですが、大気安定度別の出現頻度ですね。Dが中立といって、さっき言った点線の傾きです。Dよりもこれは安定側ですね、ということは逆転層側です。逆転層ができる条件が五、六十%、これは合わせれば30%ぐらいですから、合わせれば60%以上において、公田、栄区南部では逆転層が出現しているというのが環境影響評価書のレポートです。

さっきの図をちょっと大きくしたんですけども、これは8時というのは、たまたまここを選んだだけでですけど、さっき言いましたように、逆転層の構造は150m以上にわたって続いているということです。

ところが、事業者側の最近の評価においては、これスケールが全然違いますけど、30mの幅での鉛直構造しか問題にしています。30mのところ、この上をただ単に予測しているというやり方で鉛直構造を決めています。つまり、この点線にあるようなこういう形というのは、30mの中で予測しているにすぎないということです。

この点線を見ますと、30m程度のところまでは、これ傾きは大きいんですね。これは拡散がいい、逆転層じゃないということなんですね、不安定ということなんですけど、上に行くと、大体黒い点がここですね、線で結ぶと、上に行くと逆転になっているということなんですね。つまり事業者側はこういう30mの範囲での予測しかしていない。

こういうことであれば、逆転層になってないわけですよ。そういうところで、実は公田換気所、笠間もそうですけど、45mのスタックから、排気塔から空高く排気ガスを吹き上げるので大丈夫ですと、こういう言い方をしてるんですけど、ここは逆転じゃなくても、100m、数百mにわたり逆転になってるので、ここは超えられないわけですね。吹き上げられないわけですよ。これ吹き上げたとしても、普通の煙突というのは100度ぐらいで出すんで、あつたかいから、ずっと上がるんですけど、道路の排気ガスというのは常温ですから、常温でジェットファンで吹き上げると言うんだけど、実は乾燥断熱・気温減率に沿って下がっていくんですね、温度はね。そうすると下がってきちゃうので、実は重くなるから温度が下がるので、排気ガスは自然と下がってきちゃうんですね。

ですからこんな、さっき比留間さんが、うそばかり言ってるって言ってましたけど、まさに空高く吹き上げるなんていうのは、大うそだということです。そういうことで、逆転層はとにかく150m以上にわたって、公田、栄区南部では発生しているということです。

これも私たち住民側がたき火をして、排気が、逆転層の実験をしたんですけど、これ公田インターチェンジのところですね。こんなふうに、煙が上に拡散しないで住宅のところ

をなめて、谷部に閉じ込められ、こういう状態になるというのが、もうこういう素朴な実験でもよく分かるということですね。

ところが、起業者側の評価というものは、公田換気所あるいは笠間換気所の影響というものを、例えば環境影響評価書においては、公田換気所からは、公田換気所の西400mの地点でこういう濃度だからいいんですよと、この1点だけ言ってるわけですね。じゃあ、ほかはどうなのっていうことは、ここが一番高いという証拠はどこにもないわけです。あるいは、笠間で同様に西に600m地点であると、これしか発表してないんですよ。どこがどんなに高いかなんてことは、一切言っていないんですね。

さらに言えば、事業者側が時々、照査と称して計算をやり直してます。これは平成21年ですが、今度は、公田換気所の北600mで、こんな濃度になりますよ、笠間北東300mでこうなりますよ。環境影響評価でこう言ったのに、今度はこんなことは何も言わないで、こういう地点だけの濃度だけを言って、だから大丈夫ですよなんていうことを言ってる。これは説明になってないということですね。

これが、私たち住民サイドが評価した濃度分布なんですけど、この一番高いところが0.07ppmで環境基準を超えております。これはちょっと等高線には見えませんが、色で分けた等高線です。

普通、こういう濃度の予測という場合には等高線で表して、どこが一番高いですね、その高いところは、これは環境基準を超えてますけど、もし、ここが環境基準を超えてなければ全体的にいいですねという話になるはずですが、起業者側は一切そういうことを言っていない。換気所の北あるいは西何百mのところは何ppmだからいいんですみたいな、そういう発表しかしてないということですね。これでは、住民に対する説明になっておりません。さっき言った円海山・北鎌倉近郊特別緑地というところに対する評価において、こんな大事なところの評価において、そんなお粗末な評価をしているということですよ。

ここであんまり難しい話はしたくありませんが、じゃあ、起業者側の評価書はどういうのといいますと、もうちょっとこれは略しまして「ブルーム・パフモデル」といって、これはブルームモデルなんですけど、ここで使われているパラメータは、 x 、 y 、 z 、これは誰でも分かるように換気所の基部を原点とした x 、 y 、 z です。地形も何も関係ありません。そこから風下に何m、高さは何mの地点の濃度はこうですよって、それに使うパラメータは σ_y 、 σ_z しかないですね、ここで言えばね。Heというのは、これは有効高さということで吹き上げる高さですけど、これも、ちょっとインチキがあるんですけど。要するに、パラメータとして σ_y 、 σ_z しかないんです。あとは距離だけなんです。こういうことで評価をしてるというのが、事業者側の評価なんです。

だから、さっき言った地面が凸凹してるよというようなことは、全くここには現れようがない。考慮してますなんていうことを言いますけどね。

さっき言った σ_y 、 σ_z というのは、パスキルとギフォードという人が考案したこういう線図を使ってるんですけど、これは栄区と何の関係もない、パスキル、ギフォードとい

う方が多分テネシー川の状況で決めたパラメータなんですね、これを使ってるに過ぎないんで、したがって、何も栄区南の特性を考慮してないということなんですね。これは、ちょっと補正はしてるんです。補正はこれ、事業者側が補正はしてます。この補正は何かといえば、スタックが大きいから、1辺が40mのスタックだから、近傍では拡散係数がちょっと違うよという補正はしております。

あと5分ありますね。

そういう非常に説得力の欠けるラフな計算して、しかも評価値は1点だけ示して、これでいいでしょみたいなことをしているのが事業者側の評価ですね。

こういう大気モデル予測をする場合には、もう世界の趨勢は3次元流動モデルというのが当たり前です。気象庁が天気予報で使ってるモデルも、3次元流動モデルです。それから、原子力の災害予測で使われるSPEEDIというモデルも3次元流動モデルです。それから一企業のプラントの災害予測でさえも3次元流動モデルでやるというのが当たり前なんですね。

そうすれば、さっき言ったように、連続方程式によって細かくやれば、地形に沿った気流の解析ができるということなんですね。それを私たちは200万円でやったのに、起業者側は一切やろうとしないということですね。

結論を言いますと、横環南線沿線というのは、行政が言ってるんですよ、行政的に慎重な配慮が必要であると。それから健康面への不安が大きいということですね。それから地形と大気の構造に要注意であるということですね。

にもかかわらず起業者側の環境影響予測は、あえて言えば通り一遍です。通り一遍ということは、砂漠だろうと海だろうとどこでも、平らな様な空間でできる手法を使ってるという、通り一遍というよりイージーだということですね。そういうことで、予測手法そのものが根拠が貧弱ですね。ゆえに、私たち住民あるいは国民に対する説得力が全くありません。

そういうことで、私たち住民に対する安全性に対する合理的な理解が、私たちはできません。合意できません。つまり、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることが、保障してもらえそうもなさそうですねということですね。それから神聖な私有権を制約する、こういう強制収用をやるということは、憲法に対する、国民の権利に対する重要な侵害であります。ゆえに強制収用のための事業認定はしないでくださいとあえてお願いして、私の発表を終わりとしたいと思います。

ありがとうございました。